

天理医療大学教育・研究審議会規程

(設置)

第1条 本学に、学則第12条の規定により、教育・研究審議会（以下、「審議会」という）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、学則第13条の規定により、学長、副学長、学部長、専任教授、専任准教授および大学事務局長をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、審議会が必要と認めるときは、専任教授および専任准教授の総数の3分の1を超えない数の範囲でその他の教職員を加えることができる。

(審議事項)

第3条 審議会は、学則第14条の規定により、次の事項について審議する。

- (1) 入学者選抜に関する事項
- (2) 学部または学科の教育研究計画及び教育課程の編成に関する事項
- (3) 学生の試験及び単位の認定に関する事項
- (4) 学生の留学、休学、退学、卒業等の学籍及び学位授与に関する事項
- (5) 学生の生活、厚生、進路等の指導・支援及び賞罰に関する事項
- (6) 教育の推進に関する事項
- (7) 研究の支援に関する事項
- (8) 図書館及び紀要の編集・発行に関する事項
- (9) 広報・社会連携に関する事項
- (10) 教育・研究審議会の下に設置された委員会等の規則等の制定及び改廃に関する事項
- (11) 教育・研究審議会の下に設置された委員会委員等の選出に関する事項
- (12) その他教育研究に関する重要事項

(招集・議長)

第4条 審議会は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、副学長がこれに代わる。

(開催)

第5条 審議会は、定例及び臨時の2種とする。

2 定例審議会は、毎月1回開催する。

3 臨時審議会は、議長が必要と認めるとき、または構成員総数の3分の1以上の要求があったときに開催する。

(定足数)

第6条 審議会は、構成員総数の3分の2以上の出席がなければ議を決するこ

とはできない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

(議 決)

第7条 審議会の議決は、議長を除く出席者の過半数の同意によらなければならない。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(参考人)

第8条 議長は、必要と認めるとき構成員以外の者を会議に出席させ、報告、または意見を求めることができる。

(指定委員会)

第9条 審議会は、学則第24条の規定により、入試委員会、教務委員会、学生支援委員会、教育推進委員会、研究支援委員会、図書・紀要編集委員会、広報・社会連携委員会を設置する。

(その他委員会等)

第10条 審議会は、必要に応じて前条以外の委員会等を設置することができる。

(議事録)

第11条 議事録は、議長が作成し、審議会の承認を得て、議長が保管する。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、審議会の議を経たうえで、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和2年4月1日から施行する。